

お知らせ

記者発表資料

令和5年10月5日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

建設業者に対する監督処分（営業停止）について

本日、中国地方整備局は、別紙のとおり建設業法の規定に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
082-221-9231（代表）

【担当】

計画・建設産業課長 西尾 聡子（内線6121）

計画・建設産業課 課長補佐 土井 学（内線6142）

建設業者に対する監督処分（営業停止）について

国土交通省中国地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社増岡組	国土交通大臣許可 (特-04) 第2218号	増岡 聡一郎	広島県広島市中区鶴見町4-25

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

令和5年10月20日から令和5年12月18日までの60日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

3. 処分理由

(株)増岡組の社員は、令和3年8月5日に広島県立大竹高等学校校舎27号棟ほか1棟内部改修その他工事（以下、「本件工事」という。）の一般競争入札の予定価格と同額の設計金額を当時広島県建設産業課主査から携帯電話によるメッセージにより受信した。同年8月26日に謝礼としてスポーツ観戦チケット（スイートルーム入場券1セット12万2200円相当）を広島県建設産業課主査に提供した。同年9月9日に電子入札システムにより、予定価格に近接した金額で同社に入札させ、同年10月1日、本件工事を落札させた。

これにより、(株)増岡組の社員は、刑法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害罪）及び刑法第198条（賄賂）に該当し、令和5年6月23日に懲役1年6ヶ月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するものと認められる。

－ 以 上 －